

堤防高(流下能力) → 越水・溢水

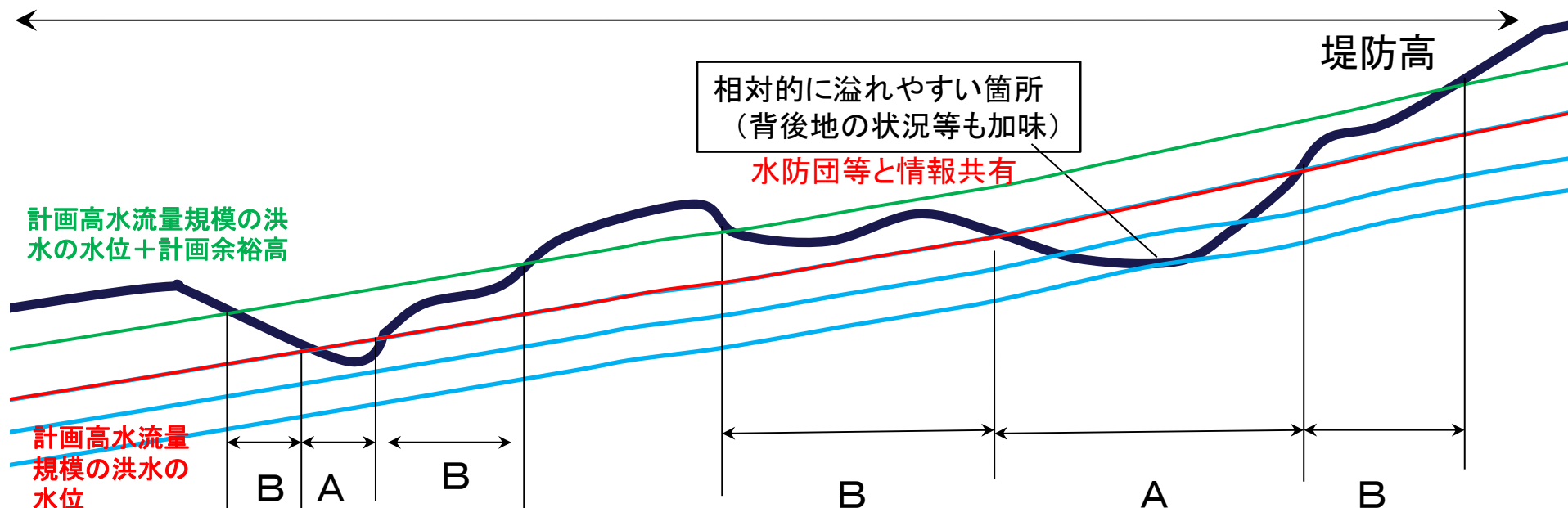
＜現行＞

種別	評価基準	
堤防高 (流下能力)	A	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。
	B	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

＜改定案＞

- 水防活動を要する現象を対象とする→越水・溢水
- 堤防高と水位の関係から重要水防箇所を設定する。(基準は従前と同様)
- 水防団等が水防活動の優先順位を判断できる情報を整理し、共有することを解説において規定

氾濫ブロックを同一にする一連区間



堤防断面、法崩れ・すべり、漏水→堤体漏水、基礎地盤漏水 国土交通省

< 現行 >

種別	評定基準	
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
法崩れ・すべり	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。



- 水防活動を要する現象を対象とする→堤体漏水・基礎地盤漏水
- 「堤体漏水」に新たな指標を導入
- 水防団等の意見の導入

堤防断面、法崩れ・すべり、漏水→堤体漏水、基礎地盤漏水 国土交通省

＜改定案＞

	指標	評価基準	
堤 体 漏 水	①被災履歴・点検結果	A	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所
		B	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所 機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所
	②-1 堤防脆弱性 t^* （＝[冠水時間（洪水継続時間）]／[浸透水が裏のりに達するまでの時間]、堤体内の水の浸透のしやすさ） ※礫質の堤体には適用しない ※ t^* による設定が完了するまでは従前の「堤防断面」で設定	A	$t^* \geq 0.01$ となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所
		B	$t^* \geq 0.01$ となる箇所
	②-2 すべり破壊に対する安全性照査	A	すべり破壊に対する安全性(F_s)が確保されていない箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所
		B	すべり破壊に対する安全性(F_s)が確保されていない箇所
	③その他堤体漏水が生じる可能性があると考えられる箇所（水防団等のヒアリング）	A	水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所（堤防断面不足、過去の被災実績など）
		B	水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所（堤防断面不足、過去の被災実績など）

堤防断面、法崩れ・すべり、漏水→堤体漏水、基礎地盤漏水 国土交通省

＜改定案＞

指標		評価基準	
基礎地盤漏水	①被災履歴・点検結果	A	堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所
		B	堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所 堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所
	②基礎地盤のパイピング破壊に対する安全性照査 G/W(堤内地地盤の表層が粘性土で被覆されている場合)または、局所動水勾配 <i>i</i> (堤内地地盤の表層が粘性土で被覆されていない場合) ※被覆土層厚が3m以上の基礎地盤には適用しない	A	$G/W \leq 1$ または 局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所
		B	$G/W \leq 1$ または 局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所
	③その他基礎地盤漏水が生じる可能性があると考えられる箇所(水防団等のヒアリング)	A	水防団等と意見交換を行い、基盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所(過去の被災履歴など)
		B	水防団等と意見交換を行い、基盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所(過去の被災履歴など)

<現行>

種別	評定基準	
水衝・洗掘	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。



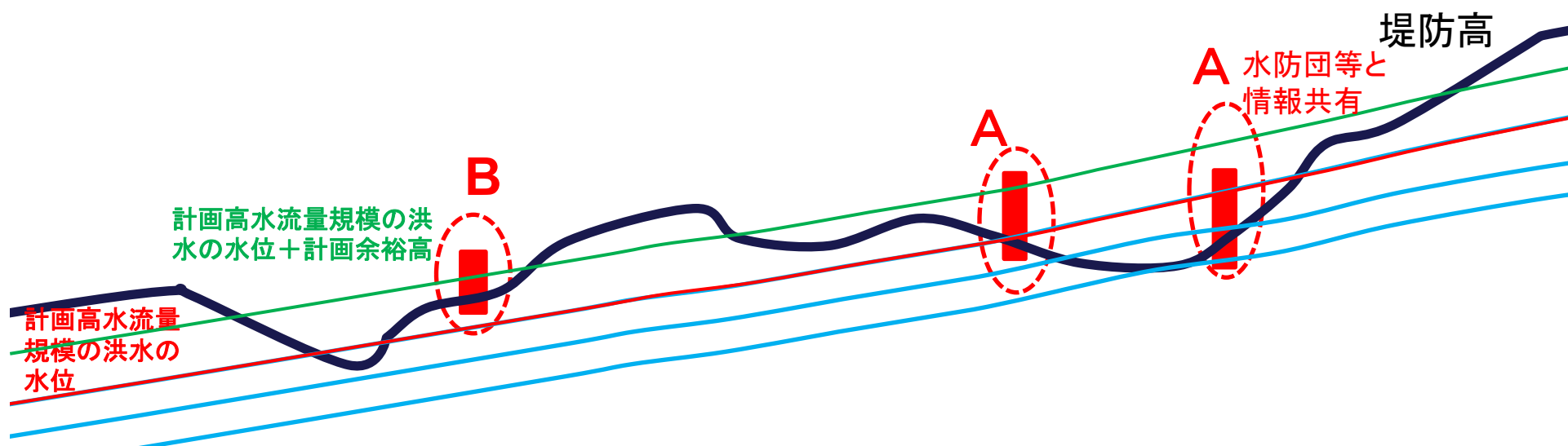
○具体的な箇所の抽出に河道管理基本シートを参考とする。

< 現行 >

種別	評価基準	
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰・橋梁・樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。



○橋梁その他の河川横断工作物の桁下高については、「越水・溢水」と整合させる



＜現行：要注意区間＞

種別	評定基準
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘	陸閘が設置されている箇所。



○現行のまま